

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（4月18日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では2839名（昨日から81名増）の累計感染者数、うち132名の累計死亡者数、685名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、強制隔離措置DNU（355／2020）が4月26日まで継続中。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では2839名（昨日から81名増）の累計感染者数、うち132名の累計死亡者数、685名の累計治癒数が報告されています。

2 国内で帰宅できずに取り残されている方への救済措置

18日、政府は、全国隔離措置により、国内各地から普段の居所（自宅）に戻れず取り残されている方への一時的な救済措置を発表しました。該当者は、政府指定のウェブサイトで登録することにより、本18日から21日までの間、自家用車等により、普段の居所（身分証明書（DNI）に記載されている住所）に帰ることができるようになります。なお、初日の18日は、大勢の人が登録をしようとして、先着の2万人に許可証が交付されたものの、早々に登録が締め切られた模様です。

詳細について、「当国にお住まいで、国内の移動先から自宅（普段の居所）に戻ることができない邦人の皆様へ（居住者に対する救済措置）」

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100046268.pdf> をご参照ください。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両（バスやレミース）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>（以上）